

ご存じ
ですか？

整骨院・接骨院の正しいかかり方

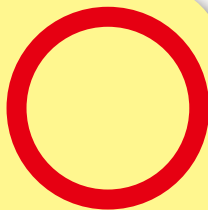
東京都後期高齢者医療広域連合

最近、整骨院や接骨院をご利用になられる方が、増加しています。

整骨院や接骨院では、医療機関（病院や診療所）とは異なり、医療保険で受けられる施術の範囲が定められており、次のとおり保険証が「使える場合」と「使えない場合」があるので、ご理解の上、利用して下さい。

保険証が 使える場合

原因がはっきりしている
骨・筋肉・関節のケガや痛み



- ・ 急性など外傷性の打撲、捻挫、肉離れ
 - ・ 脱臼、骨折（不全骨折〈ひび〉含む）
- ※脱臼、骨折は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要。



保険証が 使えない場合

病気や原因不明の痛み



- ・ 日常生活からくる単なる肩こりや腰痛などの筋肉疲労
- ・ スポーツによる肉体疲労
- ・ 病気（リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等）が原因の痛み
- ・ 脳疾患後遺症等による症状
- ・ 症状の改善が見られない長期の施術



施術を受けるときは、次のことにご注意ください。

**1 ケガや痛みの原因（いつ、どこで、何をして、どんな症状か）を施術者にはっきり伝えてください。
（保険証が使える場合と使えない場合があります。）**

- ・ 交通事故など第三者行為に該当する場合や仕事中のケガなど労働災害保険の適用となる場合は、お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口にも必ず連絡してください。

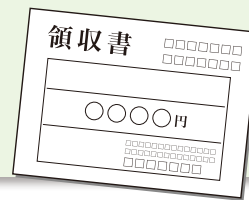
2 療養費支給申請書に記載されたケガや痛みの原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で署名または押印をしてください。

- ・ 療養費支給申請書は、受療した本人が受取人代理人欄に署名することにより、自己負担額（1割又は3割）を整骨院や接骨院にお支払いになり、残りの費用を整骨院や接骨院が保険者（広域連合）に請求することが認められています。
- ・ 受療した本人が手首の負傷などにより、自筆できない場合は、代筆も可能です。その際は押印が必要です。

裏面に続きます。

3 整骨院や接骨院からの領収書は必ず受け取りましょう。

- ・平成22年9月から無償での領収書の発行が義務化されております。
- ・当広域連合から毎年11月に発送する「医療費等通知書」の内容と領収書が、一致しているか、確認していただくことをお勧めします。
- ・確定申告により医療費控除を受ける場合にも、領収書が必要となりますので、大切に保管しましょう。



**こんな時は、
施術者に確認するか、医師の診察を受けましょう。**

1 施術が長期にわたる場合

3ヶ月を超えて、同じ負傷部位の施術を長期に継続して施術を受けているにもかかわらず、症状の改善がみられない場合は、他の病気が原因であることも考えられます。

- ・長期に施術を継続している理由を施術者に確認してみましょう。
- ・医師の診察を受けてみることも必要な場合もあります。



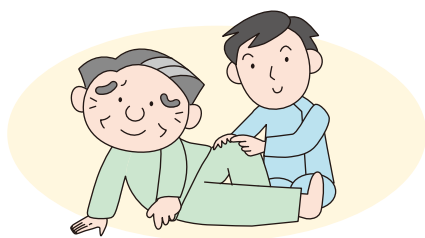
2 多部位施術の場合

ケガや痛みに対する施術箇所が3か所以上あり、施術方法（施術する部位や状態）が不明な場合は、施術者に確認してみましょう。

3 頻回施術の場合

月に15日以上 of 施術を3ヵ月を超えて受けている場合は、その施術が治療のためなのか、痛みやしびれの緩和のためなのかを患者さん自身も把握しておくことが大切です。

ケガや痛みの原因や施術を受けた日の症状にもよりますが、施術者に確認したり医師の診察を受けてみることも必要な場合もあります。



東京都後期高齢者医療広域連合 保険部保険課
(平成27年1月作成)